

庄内町  
からのお知らせ

在宅酸素療法を受けている方へ  
～在宅酸素療法者助成～

令和元年10月から2年3月分までの在宅酸素療法者助成について受付を行いますので、該当する方は申請ください。

●対象者：呼吸器機能障害による身体障害者手帳（1級及び2級を除く）を所持し、医師の処方により在宅酸素療法を行っている方

●提出書類：支給申請書  
※以下は新規の場合のみ必要  
登録申請書、使用指示書又は使用証明書

●持ち物：上記提出書類、身体障害者手帳、印鑑

●提出期限：4/3(金)必着  
※新規で助成を受ける方は、余目保健センターで書類を受け取り、医療機関か機器業者より証明を受けてください。

■問合せ・提出先：保健福祉課福祉係 ☎0234-42-0146

総合体育館  
トレーニング室利用者講習会

4/15(水) 19:00～  
4/30(木) 15:00～

●場所：総合体育館研修室  
■問合せ：総合体育館 ☎0234-43-3347

山形県後期高齢者医療保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の令和2年度の保険料率・軽減割合・軽減判定基準額が、次のとおり改定されます。

【保険料率について】※2年に一度見直しを行います。

	令和元年度⇒令和2年度
所得割率	8.01%⇒8.68%
均等割額	41,100円⇒43,100円
賦課限度額	620,000円⇒640,000円

【均等割額の軽減割合について】

均等割額の軽減割合	8割軽減⇒7割軽減
	8.5割軽減⇒7.75割軽減

【均等割額の軽減判定基準額について】

軽減割合	令和元年度の基準額⇒令和2年度の基準額
2割軽減	33万円+51万円×被保険者数⇒33万円+52万円×被保険者数
5割軽減	33万円+28万円×被保険者数⇒33万円+28.5万円×被保険者数

※被保険者数とは同一世帯内の被保険者全員の数

■問合せ：県後期高齢者医療広域連合事業課企画財政係 ☎0237-84-7100  
税務町民課国保係 ☎0234-42-0153

庄内町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました  
(令和2年2月25日)

感染による健康被害を最小限に抑えるため、令和2年2月25日に対策本部を設置しました。

町民のみなさまにおかれましては、正確な情報に基づき行動いただくようご協力をお願いします。

※詳細は町ホームページ（緊急・災害情報）でも確認できます。  
※手洗い・咳エチケット等、日頃の健康管理には十分気をつけましょう。

■問合せ：保健福祉課健康推進係 ☎0234-42-0147、0234-56-3392  
環境防災課危機管理係 ☎0234-56-3395

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により  
各種事業・イベントが変更されます

◆3/20(金)、3/21(土)県庄内総合支庁地域産業経済課主催「庄内就職説明会」いろいろ火の里菜の花ホール  
→開催中止

◆3/28(土)町一店逸品研究会事務局主催「逸品まつり」クラッセ→開催延期

※各種事業の中止や延期が相次いでいます。参加にあたっては十分な配慮をしていただくとともに、事前に主催者に可否の確認をしてください。

個人町県民税の申告期限を  
延長します

所得税等の申告・納付期限の延長に伴い、町においても個人町県民税の申告期限を延長します。

●申告期限：4/16(木)

※土日祝日を除く。

●申告会場：税務町民課

●受付時間：8:30～11:00  
13:00～16:30

※会場の都合上、予約制とさせていただきます。

●留意点：(1)事前に予約してください。(2)延長期間中に申告された場合、個人町県民税額および各種保険料の当初算定に間に合わないことがあります。

■問・申込み：税務町民課住民税係 ☎0234-42-0143

「成年後見制度」を  
知っていますか？

認知症や障がいがある方は、不動産や預貯金などの財産管理、サービスを利用するための手続きや契約が難しい場合があります。成年後見制度は、このような判断能力が不十分な人を保護・支援する制度です。

●成年後見制度の種類

▶判断能力が不十分になってから⇒「法定後見制度」

本人の状況に応じて、「補助（判断能力が不十分な方）」「補佐（判断能力が著しく不十分な方）」「後見（判断能力が全くない方）」の3つの種類があります。

▶判断能力が不十分になる前に⇒「任意後見制度」

将来、判断能力が不十分になった時に備え、後見人になってもらいたい人と契約を結んでおくことができます。任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。

詳細についてはお問合せください。  
■問合せ：保健福祉課高齢者支援係 ☎0234-43-0490 保健福祉課福祉係 ☎0234-42-0149

高齢者虐待をなくすために

高齢者虐待はどこの家庭にも、起こりうる身近な問題です。気がついたことや、できることから行動することで、高齢者虐待の防止につながります。

【身体的虐待】殴る、蹴る、身体拘束【心理的虐待】怒鳴る、ののしる、無視する【経済的虐待】必要なお金を使わせない【介護・世話の放棄、性的虐待】食事や水分を与えない、ゴミや汚物を放置するなど

■相談・通報：保健福祉課高齢者支援係 ☎0234-42-0176  
地域包括支援センター

☎0234-45-1030（余目）

☎0234-51-2505（立川）

※高齢者の命にかかわる危険があると思った時は、すぐに警察へ。

ご寄贈  
ありがとうございます

斎藤勝男様（杉浦）より冊子「杉浦の歴史」をいただきました。

この冊子は町立図書館でご覧いただけます。

JA全農山形様より「雪中軟白ねぎ」25キロをいただきました。

給食のふかひれスープの具材として美味しくいただきました。

令和2年度ソーラー  
元気アップ教室

いつまでも元気で過ごせるように、運動等を通じて健康をサポートします。

●対象者：第四学区、狩川地区にお住まいの65歳以上の方

●内容：軽い運動、脳トレ、介護予防の講話など

●日時：毎週火曜日13:30～15:30

●場所：ソーラー

●参加費：毎回50円（お茶代）

●その他：送迎が必要な場合は要相談(申込者が多数の場合は参加できない場合があります。)

●申込期限：3/27(金)

■問・申込み：保健福祉課高齢者支援係 ☎0234-42-0176

各種団体  
からのお知らせ

「2020年度食と農の  
ビジネス塾受講生」募集

●日時：4/16(木)～翌年3/5(金)

●会場：山形大学農学部など

●対象：食、農でビジネスを行おうとしている方（実施中も含む）

●定員：先着40人

●費用：3万円（免除制度あり）

●申込期限：3/25(水)

■問・申込み：山形大学農学部「コンソーシアム事務局」

☎070-2011-5615

求人情報

★詳細な問合せは、各事業所へ直接お願いします。  
★企業等からの求人情報への掲載依頼は、商工観光課商工労働係まで ☎0234-42-0138

事業所名(住所・電話)	職種・求人数	勤務時間	賃金	面接
(株)庄内ゴルフ倶楽部 庄内町狩川字小堤8-21 ☎0234-56-3322	ゴルフ場のコースの管理 契約社員2人	7:00～16:00	160,000円	随時
	接客業 レストラン パート2人	10:00～15:00 9:30～14:30 の4時間以上	時給 850円	随時
庄内町余目ふれあいホーム実施組織 愛康会 庄内町家根合字菖蒲島11 ふれあいホーム家根合内 ☎0234-42-1805 【就業場所】 「ふれあいホーム払田」	学童保育支援員 契約社員1人	11:00～19:00 (月～金の平日)	月給 174,000円	随時
	小・中・高・幼稚園教諭、 保育士、放課後児童支援員 の資格のいずれかを有する	11:00～19:00 7:00～15:00 (学校休校日は シフト制)	令和2年3月 31日まで 以降、1年毎 の契約更新	